

私物水道メーター貸付制度について

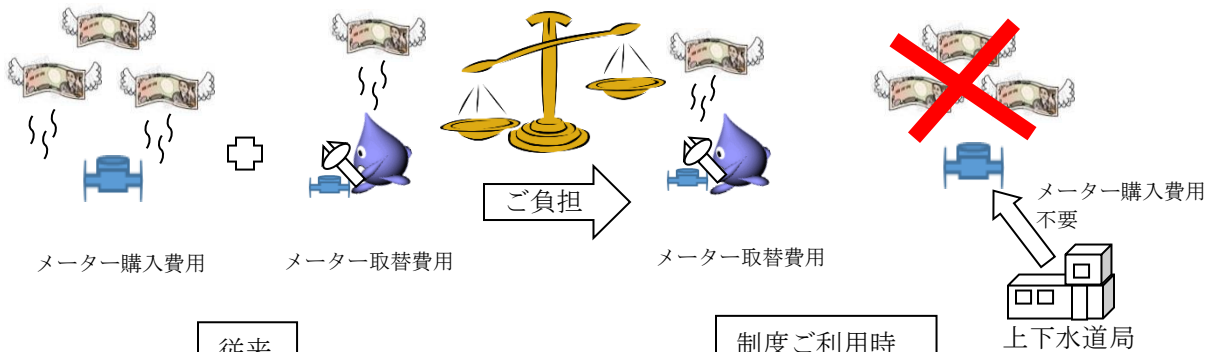


検定有効期間満了の私物水道メーター取り替えのお手伝いをします。

従来、検定満了に伴う私物水道メーター（以下 「私物メーター」といいます。）のお取り替えは、建物所有者もしくは管理組合等（以下「所有者等」といいます。）のみなさまのご負担で、私物メーターの調達からお取り替えまで行っておりました。

このたび、水道メーターの調達にかかる費用を、上下水道局が無償で水道メーターを貸付けることで取り替え費用の軽減を図り、今までよりもお安い費用で検定有効期間満了に伴う私物メーターのお取り替えができるようお手伝いいたします。

なお、お取り替えに係る手配及び費用は、今まで通り所有者等のみなさまにご負担いただきます。



貸付にはいくつかの条件があります。

水道メーターをお貸しするにあたって、いくつか守っていただくことがあります。

- (1) 検定有効期間満了に伴う私物メーターのお取り替えについてお申し込みください。
- (2) お申込みができる水道メーターの口径は「13mm」、「20mm」及び「25mm」です。
※13mmのメーターについては、ショートサイズ、ロングサイズの種別をご確認いただき、貸付申請時にその旨をお知らせください。お知らせが無い場合はロングサイズの水道メーター器の貸付になります。
- (3) (2)の口径以外の私物メーターも含め、すべての水道メーターを取り替えて下さい。
- (4) お貸した水道メーターを、いつでも直接検針できるようにしてください。
- (5) 建物に入る為に暗証番号や鍵が必要なときは、所有者等の責任においてお貸しください。
- (6) お申し込み時には、建物内のすべての水道料金（各戸の水道料金）の支払いを完了してください。
- (7) お申し込みは、検定有効期間が満了する3か月前までに行ってください。

※ (3)、(6)につきましては、御相談に応じることがある場合があります。



ご確認ください。



事前にお調べください

お申し込みをする前に水道メーターを取り付ける各箇所の状況を、専門の業者（長崎市指定給水装置工事事業者）に見ていただくことをお勧めします。特に管の状態が悪いと出水事故の可能性が大きく交換ができない場合があります。その時は、給水管の改修が必要となります。

※上下水道局に届け出ている私物水道メーターの個数、口径等に相違がないか、必ず現地確認を行ってください。
届出内容と現地に設置されているメーターに相違があれば、貸付ができない場合があります。ご注意ください。

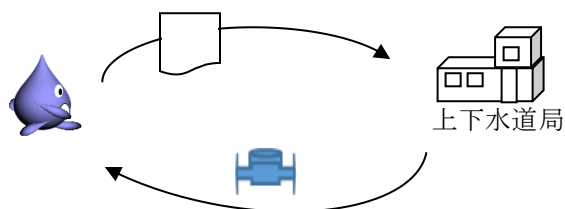


水道メーターを借り受けるにはお申し込みが必要です。

建物内の水道メーターの管理は、建物の所有者等のみなさまです。検定有効期間満了の水道メーター取り替えに必要な水道メーターの調達も所有者等のみなさまで行います。

貸付制度による水道メーターの調達を行うときは、事前に上下水道局へのお申し込みが必要です。

お申し込みは、検定有効期間が満了となる3か月前までに行う必要があります。



大切にお使いください

お貸した水道メーターの適切な管理にお努めください。特に冬場は凍結防止対策等を行い水道メーターの破損防止をお願いします。

水道メーターの周りに物など置かないようお願いします。

※ 破壊等（メーター逆付けを含む）があったときは、水道メーターを弁償していただくことになります。